

28.05.2015

ブルガリアからの生鮮家きん肉等の輸入解禁について

我が国の農林水産省は、今般、ブルガリアにおける鳥インフルエンザの清浄性を確認し、2015年5月19日付けで、ブルガリアからの生鮮家きん肉等の輸入に関する家畜衛生条件を設定しました。これにより、ブルガリアからの生鮮家きん肉等の輸入が解禁されました。なお、ブルガリアからの生鮮家きん肉等の輸入に際する主な条件は次のとおりです。

1. ブルガリア政府から認定された対日輸出施設においてと殺、加工、保管されたもの。
2. 2015年5月19日以降にと殺された家きん由来のもの。

農林水産省の本件に関するプレスリリースは以下のとおりです（日本語のみ）。

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/150519.html>